

入札公告

令和4年5月24日

一般競争入札について次のとおり公告する。

一般財団法人 救急振興財団
理事長 佐々木 敦朗
(公印省略)

記

- 1 件名
非常照明用蓄電池設備(No.1)の蓄電池更新工事
- 2 工事場所
東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所
- 3 工事内容
西棟1階電気室内の非常照明用蓄電池設備(No.1)の蓄電池の交換
 - (1) 工事期間
契約日から令和5年3月31日(金)まで。
 - (2) 仕様
別添「仕様書」及び「工事内訳書」のとおり。
なお、工事図は応募者に配布する。
- 4 入札参加資格
以下の要件に全て該当していること。
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者。
 - (2) 国若しくは地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登録されている者又は本研修所において過去に本業務と類似する業務の実績がある者。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)がなされている者でないこと。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者。
 - ① 契約の相手方として不適当な者。
ア 法人等(個人、法人又は団体という。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者。

ア 暴力的な要求行為を行う者。

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

エ 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者。

オ その他前各号に準ずる行為を行う者。

5 入札参加申込方法

応募者は、下記（１）の参加申込書に必要事項を記載の上、下記の（２）から（３）までの書類を添えて、**令和４年６月７日（火）**までに下記の担当課まで郵送（必着）又は持参すること。なお、提出した書類について説明、補正を求められたときは、これに応じなければならない。

（１）非常照明用蓄電池設備(No.1)の蓄電池更新工事入札参加申込書。

（２）国又は地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に搭載されていることを証明するものの写し又は本研修所と結んだ類似業務の契約書の写し。

（３）過去の類似業務の実績を示す契約書の写し。

※ 提出された書類は返却しない。

6 入札説明会等

（１）説明会は、実施しない。

入札に係わる現場調査は、参加申込書の提出後、総務課担当者に連絡の上、実施できるものとする。

（２）入札参加申込書を提出した者のうち、入札資格を有する者に対して、仕様書を配布するとともに、見積書の提出を指示する。

7 その他

（１）応募に関する質問は、**令和４年６月６日（月）**までに下記担当課へFAXで提出すること（送付後、電話で確認のこと）。

（２）応募にあたり提出された法人又は個人情報等については、当財団にて厳重に管理する。

【担当課・問い合わせ先】

〒192-0364 東京都八王子市南大沢4-5

救急救命東京研修所 総務課 黒澤

TEL 042-675-9945 FAX 042-677-9955